事 務 連 絡 令和6年3月28日

各都道府県地方分権担当課 各都道府県市町村担当課 ^{御中}

> 総務省情報流通行政局 郵 政 行 政 部 郵 便 課

年賀寄付金配分事業の申請添付書類「都道府県知事の意見書」に関する運用 の見直し等について [令和5年地方分権改革提案事項] (周知)

平素より郵政行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年地方分権改革における提案事項のうち「年賀寄付金配分事業申請に係る 都道府県知事等の意見書の添付を不要とすること」については、令和5年12月22日の閣 議決定において、その対応を「年賀寄付金配分事業の申請に係る都道府県知事の意見書(施 行令2条2項)については、その作成に係る都道府県の事務負担を軽減するための方策に ついて整理するなど、運用を見直し、都道府県に令和5年度中に通知する。その上で、令 和6年度の改善状況を検証し、必要に応じて、更なる見直しに向けた検討を行い、令和7 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされました。

この閣議決定を受け、2025年度 日本郵便年賀寄付金配分事業から、下記のとおり、 都道府県知事の意見書の作成に係る事務負担の軽減等を図る観点から都道府県知事の意 見書に関する運用の見直しを行うこと等としましたので、お知らせいたします。

下記運用の見直しについては、別紙のとおり、日本郵便株式会社(以下「日本郵便」という。)ホームページで公表している「年賀寄付金のQ&A」にも反映する予定です。

各都道府県市町村担当課におかれましては、本事務連絡について、貴都道府県内の市区町村にも周知いただきますようお願いいたします。

なお、2025年度 日本郵便年賀寄付金配分事業における運用の見直しによる改善状況を検証し、必要な対応を行うこととしていること、申し添えます。

記

1. 都道府県知事の意見書に関する運用の見直し等の内容

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令(昭和33年政令第279号)第2条第2項の 都道府県知事の意見書(以下「意見書」という。)については、その作成に係る事務負担 の軽減等を図る観点からの運用の見直し等を行います。

(1) 意見書の作成部署

意見書は、お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和24年法律第224号。以下「法律」という。)第5条第1項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等(年賀特別郵便に係るものに限る。)の寄附目的に係る事業(以下「年賀寄付金配分事業」という。)の申請団体(以下「申請団体」という。)が申請する事業(以下「申請事業」という。)が同条第2項各号に掲げる事業に該当するかや、申請事業が先駆性・社会性・実現性・緊急性等の点から優先されるべきものかを日本郵便及び総務省が適正かつ容易に審査することを目的としており、その作成は、都道府県(申請事業の権限が市区町村に委譲されている場合は市区町村。以下同じ)の申請事業を所管する部署に行っていただくこととしています。

しかしながら、令和5年地方分権改革提案事項の中で、都道府県と申請団体が日頃関わりがないため都道府県の申請事業を所管する部署が不明で、都道府県が当該部署を特定するための調整に時間がかかり、その結果、申請団体が申請を断念する事例があるとの趣旨の指摘がありました。

そのため、意見書の作成に係る事務負担の軽減、年賀寄付金配分事業の円滑な実施の確保等の観点から、<u>都道府県の申請事業を所管する部署が不明である場合は、都道府県の判断により申請団体の認可等を行った部署が意見書を作成することで問題ないものとするよう運用を見直すこととしました。</u>

なお、申請事業を所管する部署が不明であることについては、都道府県の判断による ものではありますが、申請事業を所管する部署が確実に存在しないことをつぶさに確認 することなく、例えば、

- 申請団体の認可等を行った部署が都道府県内の各部署に対し、申請事業を所管しているか確認し、どの部署からも所管しているとの回答がない場合や、
- ・ 申請団体の認可等を行った部署が申請団体に対し、申請事業に関して都道府県内の 部署から業務委託を受けるなど所管部署の施策と関連する事業であるか確認し、特に 関連する事業ではないとの回答があった場合

は、申請事業を所管する部署が不明であると整理することが考えられます。

(2) 意見書の記載事項

意見書作成の目的は上記(1)に記載のとおりであり、意見書においては、申請団体の事業内容及び申請事業が法律第5条第2項各号に掲げる事項に該当すること、申請事業が先駆性・社会性・実現性・緊急性等の点から優先されるべきものであることの他、申請団体がこれまで事業に関連して法令違反等を行ったことがないか、申請団体が所管都道府県と連携して取組を行った実績があるかなど、都道府県が把握し申請事業の審査に有用な事項を記載いただくこととしています。

しかしながら、令和5年地方分権改革提案事項の中で、都道府県と申請団体が日頃関わりがなく、都道府県が、申請団体の認可等を行ったことの他、申請事業の審査に有用な事項を把握していない場合には、申請団体の事業内容及び申請事業が法律第5条第2項各号に掲げる事項に該当するかは、都道府県に提出されている申請団体の定款等で判断する他なく、当該申請団体の定款等を内閣府ホームページで公表している場合は、都道府県で当該判断を行い意見書を作成する理由はないとの趣旨の意見がありました。

そのため、意見書の作成に係る事務負担の軽減の観点から、当該場合には、日本郵便

が当該判断を行うこととし、

- ・ <u>当該団体に関して、認可等を行ったことの他審査に有用な事項は把握していない旨</u>、 及び
- ・ 内閣府ホームページに公表されている定款等が都道府県に提出されている定款等 と同一である旨

を意見書に記載いただくことで問題ないものとするよう運用を見直すこととしました。

(3) その他

申請事業の審査・選定は、これまでも意見書の内容を加味して行ってきましたが、この点が対外的に明確となっていなかったため、日本郵便が申請団体の公募時に公表する申請の要領や、日本郵便ホームページで公表している「年賀寄付金のQ&A」においてこの点を明確にすることとしました。

2. 参考資料

別紙 「年賀寄付金のQ&A」の新旧対照

(その他参考情報)

〇日本郵便のホームページ「年賀寄付金のQ&A」

https://www.post.japanpost.jp/kifu/faq/faq.html

総務省 情報流通行政局 郵政行政部 郵便課

担 当:広瀬課長補佐、内山係長

電 話:03-5253-5993

一			
Q	A (新)	A (IB)	
審査はどのように行われ	審査においては、	審査においては、	
ますか?	先駆性 (先駆性が高く発展性のある事業)	先駆性 (先駆性が高く発展性のある事業)	
	社会性(社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業)	社会性(社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業)	
	実現性(事業計画が明確化され、実現性が高く継続・発展が見	実現性(事業計画が明確化され、実現性が高く継続・発展が見	
	込める事業)	込める事業)	
	緊急性(緊急性の高い事業)	緊急性(緊急性の高い事業)	
	の「4 項目」に着目します。これは限られた寄付金を最も有効に	の「4 項目」に着目します。これは限られた寄付金を最も有効に	
	活用するためには先駆的で社会的に影響の大きい事業を早期に実	活用するためには先駆的で社会的に影響の大きい事業を早期に実	
	施いただき、成果を実現し、社会に広めることを目指しているた	施いただき、成果を実現し、社会に広めることを目指しているた	
	めの着目点です。	めの着目点です。	
	また、次の3条件についても配慮します。	また、次の3条件についても配慮します。	
	助成申請金額が小さい団体の優先順位が上がります。理由はでき	助成申請金額が小さい団体の優先順位が上がります。理由はでき	
	るだけ多くの申請を採択としたいからです。	るだけ多くの申請を採択としたいからです。	
	助成金依存率の小さい(自己負担金額比率の高い)団体の優先順	助成金依存率の小さい(自己負担金額比率の高い)団体の優先順	
	位が上がります。理由は購入等に際し、積み立てや減価償却を行	位が上がります。理由は購入等に際し、積み立てや減価償却を行	
	うなどの自助努力をしていただきたいからです。そのような余裕	うなどの自助努力をしていただきたいからです。そのような余裕	
	が無いから助成申請をするのだと言われるかもしれません。それ	が無いから助成申請をするのだと言われるかもしれません。それ	
	でも厳しい状況の中で自己負担金を頑張って用意いただいている	でも厳しい状況の中で自己負担金を頑張って用意いただいている	
	申請団体も多いのです。	申請団体も多いのです。	
	申請団体における次期繰越収支剰余金の小さい団体を優先しま	申請団体における次期繰越収支剰余金の小さい団体を優先しま	
	す。財政状況が厳しく助成の必要性のより高い団体を優先すると	す。財政状況が厳しく助成の必要性のより高い団体を優先すると	
	いう考えによります。一方、見かけ上繰越金があっても使途が決	いう考えによります。一方、見かけ上繰越金があっても使途が決	
	まっていて資金余裕の無い団体もあります。そのような団体は申	まっていて資金余裕の無い団体もあります。そのような団体は申	
	請入力フォームの3ページ目に繰越金の予定使途を記載するよう	請入力フォームの3ページ目に繰越金の予定使途を記載するよう	
	になっていますので必ず記載ください。繰越剰余金のある団体に	になっていますので必ず記載ください。繰越剰余金のある団体に	

ついて、予定使途の記載は必須です。 ついて、予定使途の記載は必須です。 繰越剰余金のある団体について、予定使途の記載は必須です。 繰越剰余金のある団体について、予定使途の記載は必須です。 加えて、所管する大臣または都道府県知事の意見書の内容も加味 します。 採択の決定は、上記により順位付けを行い、上位から順に採択決 採択の決定は、上記により順位付けを行い、上位から順に採択決 定していきます。 定していきます。 意見書はなぜ申請の際に | 年賀寄付金配分申請には、法律に定める 10 の事業のうち、その申 年賀寄付金配分申請には寄付金の寄付目的に係る 10 の事業のう 添付する必要があるので|請の事業種別を所管する大臣または都道府県知事の意見書を添付 ち、申請の事業種別を所管する大臣または都道府県知事の意見書 すか? を添付することが政令により定められています。 することが政令により定められています。 意見書は、申請団体の事業内容および申請事業が法律に定める10 の事業のいずれかに該当するか、申請事業が先駆性・社会性・実 現性・緊急性等の点から優先されるべきものかを日本郵便および 総務省が適正かつ容易に審査するため添付をお願いしています。 意見書の内容・書式はどの「意見書の内容・様式については政令では指定されておりません。 意見書の内容・様式については政令では指定されておりません。 ようにすれば良いです | どのような様式・内容の意見書でも結構ですが、法律・政令の趣 どのような様式・内容の意見書でも結構ですが、法律・政令の趣 か? 旨(法律に基づく配分申請であり、その申請事業について公的意 旨(法律に基づく配分申請であり、その申請事業について公的意 見を添付するもの)から、次の事項に係る意見が述べられている 見を添付するもの)から、次の事項に係る意見が述べられている ことが期待されます。 ことが期待されます。 申請団体の事業内容(定款・寄付行為等に定める団体の事業)が 申請団体の事業内容(定款・寄付行為等に定める団体の事業)が 法律に定める 10 の事業のいずれかに該当する旨の意見。 法律に定める 10 の事業のいずれかに該当する旨の意見。 申請事業が法律に定める 10 の事業のいずれかに該当する旨の意 申請事業が法律に定める 10 の事業のいずれかに該当する旨の意 見。 見。 このほか、申請事業内容につき意見書作成者から見た必要性や課 さらなる意見:これは必須ではありませんが、申請事業内容につ 題についての意見、団体の事業実施に関する経験や信頼度等につ き意見書作成者から見た必要性や課題についての意見、団体の事 いての意見等や、申請団体がこれまで事業に関連して法令違反等 業実施に関する経験や信頼度等についての意見等の記載をいただ を行っていないか、申請団体が所管都道府県等と連携して取組を くことは歓迎いたします。 行った実績があるか等は、審査に当たって有益な情報であり、把|意見書は申請団体の事業内容および申請事業種別がともに法律に

型している事項があれば意見書に記載をお願いいたします。 控のす。 控のす。 控のす。 控のす。 控のす。 控のす。 控している事項があれば意見書に記載をお願いいたします。 控している事項がなく、内閣府の Web サイトで公表している定数等が都道府県に届け出られたものである場合はどのように入事すれば良いですか? 本ずは、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよった。 本ずは、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよった。 本ずは、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよった。 本ずは、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよった。 本ずは、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよった。 本ずは、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよった。 本ずは、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよった。 本ずは、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよった。 本では、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよった。 本では、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよった。 本では、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよった。 本では、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよった。 本では、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよった。 本では、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよった。 本では、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよった。 本では、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよった。 本では、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよった。 本では、日頃お付きのよの市で、日間も付きのよって、申請する事業の所管 (申請する事業の所管 (申請する事業の所管 ではありません。) が都道府県から権限移議等されている場合は、委譲先の長、(市区町村長等) で問題ありません。 を課金の長の前に対する意見書の交付に関しては、警察庁はの、開総理大臣が、各都道府県、中区町村の教育委員長)の意見書でも申請 本では、本のような部門や委託 本のような部門や委託 本のような部門や委託 表のような部門や委託 本のような部門や委託 本のような部門や委託 を書いまして、 本のような部門や委託 本のような部門や委託 本のような部門を表記 ないような部門を表記 本のような部門を表記 本のような記述されているので、国家公安委員会あるいは都道府県公安委員会の長からの意見書で良いとされています。			
団体・事業に関して何ら把握している事項がなく、内閣府の №的 サイトで公表している定数等が都道府県に届け出られたものである場合は、その旨の意見書で良いこととされています。		握している事項があれば意見書に記載をお願いいたします。	定める 10 の事業のいずれかに相当することに関する意見をする
大臣または都道府県知事 申請事業内容によって意見書の発行元が異なりますので、申請する事業を所管する部署等に直接ご相談ください。まずは、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよっしいかと思います。 中請事業の権限が都道府 京いかと思います。 中請事業の権限が都道府 京いかと思います。 中請する事業の情限が都道府県から市区町村に委譲されている場合は、委譲先の長(市区町村長等)で問題かりません。 本さんいがと思います。 市区町村等であって、申請する事業の所管が都道府県から権限をいるの意見書を取得すればよいですか? 教育委員会等都道府県とは別組織になっていて知会の意見書を取得すればよいですか? 教育委員会等が当済におりません。 本さんの意見書を取得すればよいですか? 教育委員会等が当済におりません。 本さんの意見書を取得すればよいですか? 教育委員会等の書きる事業の所管部門が都道府県ではなく、教育委員会等の場合、その組織の長(都道府県、市区町村の教育委員長)の意見書での申請が認められています。 著家の所管する事業(例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止等)に関する申請に対する意見書の交付に関しては、警察庁はから市区町村に権限の委譲 おお道府県でする事業(例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止等)に関する申請に対する意見書の交付に関しては、警察庁はから市区町村に権限の委譲 常に関する申請に対する意見書の交付に関しては、警察庁はから市区町村に権限の委譲 開総理大臣が、各都道府県警察は都道府県知事が所轄しているので、これら所轄の長からの意見書、また、公安委員会が警察の管理を行っているので、国家公安委員会あるいは都道府県公安委員会の長からの意見書でも申請 会の長からの意見書で良いこととされています。		例えば、NPO 法人について設立の認証を行ったことのほか、申請	<u>ものです。</u>
大臣または都道府県知事 の意見書で良いこととされています。		団体・事業に関して何ら把握している事項がなく、内閣府の Web	
大臣または都道府県知事 の意見書はどのように入 手すれば良いですか? 申請する事業を所管する部署等に直接ご相談ください。 まずは、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよ ろしいかと思います。 おしいかと思います。 おしいかと思います。 おいる場合は、委譲先の長(市区町村長等)で問題ありません。 おではありません。 おではありません。 おではかりません。 おでは別組織になっていて知 教育委員会等都道府県とは別組織になっていて知 を発展会等の場合、その組織の長(都道府県、市区町村の教育委員長)の意見書が出ない部門 (教育委員会や警察等) や、権限委譲で都道府県から市区町村に権限の委譲 されている事業について は、そのような部門や委託 されている事業について は、そのような部門や委託 たの長の意見書で良いごとととされています。 おの長の意見書で良いごとととされています。 おの長の意見書で良いごとととされています。 中語する事業の発行元が異なりますので、申請する事業の所管ではありません。 まずは、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよるしいかと思います。 市区町村等であって、申請する事業の所管 (申請する団体の所管ではありません。) が都道府県から権限移譲等されている場合は、委譲先の長(市区町村長等)で問題ありません。 要議先の長(市区町村長等)で問題ありません。 要議先の長(市区町村長等)で問題ありません。 を発売の長(市区町村長等)で問題ありません。 を発売の長(市区町村長等)で問題ありません。 を第6人の意見書が認められています。 での申請が認められています。 での申請が認められています。 での申請が認められています。 での申請が認められています。 で、これら所轄の長からの意見書の交付に関しては、警察庁は内閣総理大臣が、各都道府県警察は都道府県知事が所轄しているので、これら所轄の長からの意見書、また、公安委員会あるいは都道府県公安委員会の長からの意見書で良いとされています。		サイトで公表している定款等が都道府県に届け出られたものであ	
の意見書はどのように入 手すれば良いですか? お事業を所管する部署等に直接ご相談ください。 まずは、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよ ろしいかと思います。 お国ができる事業の権限が都道府 県から市区町村に委譲されている場合は、委譲先の長(市区町村長等)で問題ありません。 お育委員会等都道府県とは別組織になっていて知事の意見書が出ない部門(教育委員会や警察等)や、権限委譲で都道府県からを事業(例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止等)に関する申請に対する意見書の交付に関しては、警察の所管する事業(例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止等)に関する申請に対する意見書の交付に関しては、警察の所管する事業(例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止等)に関する申請に対する意見書の交付に関しては、警察庁は内閣総理大臣が、各都道府県警察は都道府県知事が所轄しているので、これら所轄の長からの意見書、また、公安委員会が警察の管理を行っているので、国家公安委員会あるいは都道府県公安委員会の表り長書で良いこととされています。		<u>る場合は、その旨の意見書で良いこととされています。</u>	
まずは、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよっしいかと思います。 中語事業の権限が都道府県から市区町村に委譲さ 講等されている場合は、委譲先の長(市区町村長等)で問題ありません。 からの意見書を取得すればよいですか? 教育委員会等都道府県とは別組織になっていて知事の意見書が出ない部門(教育委員会や警察等) や、権限委譲で都道府県から権民を譲る中語が認められています。 中請する事業の所管部門が都道府県ではなく、教育委員会等の場合、その組織の長(都道府県、市区町村の教育委員長)の意見書での申請が認められています。 警察の所管する事業(例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止等)に関する申請に対する意見書の交付に関しては、警察庁は内ら市区町村に権限の委譲されている事業について、関総理大臣が、各都道府県、警察は都道府県知事が所轄しているのされている事業について、これら所轄の長からの意見書、また、公安委員会が警察の管理を行っているので、これら所轄の長からの意見書、また、公安委員会が警察の管理を行っているので、国家公安委員会あるいは都道府県公安委員会の長からの意見書で良いこととされています。	大臣または都道府県知事	申請事業内容によって意見書の発行元が異なりますので、申請す	申請事業内容によって意見書の発行元が異なりますので、申請す
申請事業の権限が都道府 県から市区町村に委譲さ れている場合、市区町村等であって、申請する事業の所管が都道府県から権限移 とは別組織になっていて知 事の意見書が出ない部門 (教育委員会や警察等) や、権限委譲で都道府県か ら市区町村に権限の委譲 を)に関する申請に対する意見書の交付に関しては、警察庁は内 ら市区町村に権限の委譲 されている事業について もれている事業について を)に関する申請に対する意見書の交付に関しては、警察庁は内 ら市区町村に権限の委譲 されている事業について もれているので、これら所轄の長からの意見書、また、公安委員会あるいは都道府県公安委員 先の長の意見書で良いこととされています。	の意見書はどのように入	る事業を所管する部署等に直接ご相談ください。	る事業を所管する部署等 <u>(申請する団体を所管する部署ではあり</u>
申請事業の権限が都道府 県から市区町村に委譲さ れている場合、市区町村等であって、申請する事業の所管が都道府県から権限移 まされている場合は、委譲先の長(市区町村長等)で問題あり ません。 本されている場合は、委譲先の長(市区町村長等)で問題ありません。 本されている場合は、委譲先の長(市区町村長等)で問題ありません。 本されている場合は、委譲先の長(市区町村長等)で問題ありません。 本されている場合は、委譲先の長(市区町村長等)で問題ありません。 本されている事の意見書が出ない部門 (教育委員会や警察等) や、権限委譲で都道府県から権限の委譲 されている事業について お市区町村に権限の委譲 を第2年でもいて、といる場合は、表演を員会等の場 自動する事業の所管部門が都道府県ではなく、教育委員会等の場 合、その組織の長(都道府県、市区町村の教育委員長)の意見書 での申請が認められています。 警察の所管する事業(例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止 等)に関する申請に対する意見書の交付に関しては、警察庁は内 ら市区町村に権限の委譲 されている事業について は、そのような部門や委託 先の長の意見書でも申請 先の長からの意見書で良いこととされています。	手すれば良いですか?	まずは、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよ	<u>ません。)</u> に直接ご相談ください。
申請事業の権限が都道府 県から市区町村に委譲さ れている場合、市区町村長 からの意見書を取得すれ ばよいですか? 教育委員会等都道府県と は別組織になっていて知 事の意見書が出ない部門 (教育委員会や警察等) や、権限委譲で都道府県から を、その組織の長(都道府県、市区町村の教育委員長)の意見書 での申請が認められています。 警察の所管する事業(例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止 等)に関する申請に対する意見書の交付に関しては、警察庁は内 ら市区町村に権限の委譲 されている事業について ら市区町村に権限の委譲 されている事業について は、そのような部門や委託 先の長の意見書でも申請 先の長のからの意見書で良いこととされています。 本ではありません。 本ではありません。) が都道府県ではなく、教育委員会等の場 合、その組織の長(都道府県、市区町村の教育委員長)の意見書 での申請が認められています。 を察の所管する事業(例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止 等)に関する申請に対する意見書の交付に関しては、警察庁は内 関総理大臣が、各都道府県警察は都道府県知事が所轄しているの で、これら所轄の長からの意見書、また、公安委員会が警察の管 理を行っているので、国家公安委員会あるいは都道府県公安委員 会の長からの意見書で良いとされています。		ろしいかと思います。	まずは、日頃お付き合いのある行政部門へご相談いただくのがよ
県から市区町村に委譲されている場合は、委譲先の長(市区町村長等)で問題ありません。 おこの意見書を取得すればよいですか? 教育委員会等都道府県とは別組織になっていて知事の意見書が出ない部門(教育委員会や警察等)や、権限委譲で都道府県から権限の委譲されている事業について、特別では、各都道府県を設定する事業(例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止等)に関する申請に対する意見書の交付に関しては、警察庁は内ら市区町村に権限の委譲されている事業については、そのような部門や委託をいる事業については、そのような部門や委託をいるの意見書でも申請を対しているので、国家公安委員会あるいは都道府県公安委員会の長からの意見書で良いこととされています。			ろしいかと思います。
れている場合、市区町村長からの意見書を取得すればよいですか? 教育委員会等都道府県とは別組織になっていて知事の意見書が出ない部門(教育委員会や警察等) ※察の所管する事業(例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止や、権限委譲で都道府県からの意見書の交付に関しては、警察庁は内ら市区町村に権限の委譲閣総理大臣が、各都道府県警察は都道府県知事が所轄しているのされている事業について、これら所轄の長からの意見書、また、公安委員会が警察の管は、そのような部門や委託 理を行っているので、国家公安委員会あるいは都道府県公安委員会の長からの意見書で良いこととされています。	申請事業の権限が都道府	市区町村等であって、申請する事業の所管が都道府県から権限移	市区町村等であって、申請する事業の所管 (申請する団体の所管
からの意見書を取得すれ ばよいですか? 教育委員会等都道府県と は別組織になっていて知 事の意見書が出ない部門 (教育委員会や警察等) 警察の所管する事業(例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止 や、権限委譲で都道府県からの意見書の交付に関しては、警察庁は内 ら市区町村に権限の委譲 されている事業について は、そのような部門や委託 先の長の意見書でも申請	県から市区町村に委譲さ	譲等されている場合は、委譲先の長(市区町村長等)で問題あり	ではありません。)が都道府県から権限移譲等されている場合は、
大のような部門や委託 大の長の意見書でも申請 をの長のもの意見書でもいるので、国家公安委員会あるいは都道府県へはおいます。	れている場合、市区町村長	ません。	委譲先の長(市区町村長等)で問題ありません。
教育委員会等都道府県とは別組織になっていて知事の意見書が出ない部門の教育委員会のの意見書が出ない部門の教育委員会や警察等のの意見書が出ない部門の教育委員会の意見書が出ない部門の教育委員会の意見書が出ない部門の教育委員会の意見書が出ない部門の教育委員会の意見書の変付に関しては、警察の所管する事業(例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止や、権限委譲で都道府県から市区町村に権限の委譲をおいている。とれている事業についてので、これら所轄の長からの意見書、また、公安委員会が警察の管は、そのような部門や委託の長からの意見書で良いこととされています。	からの意見書を取得すれ		
は別組織になっていて知	ばよいですか?		
事の意見書が出ない部門 (教育委員会や警察等) 警察の所管する事業(例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止 等)に関する申請に対する意見書の交付に関しては、警察庁は内 ら市区町村に権限の委譲 されている事業について は、そのような部門や委託 先の長の意見書でも申請 会の長からの意見書で良いこととされています。 での申請が認められています。 警察の所管する事業(例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止 等)に関する申請に対する意見書の交付に関しては、警察庁は内 閣総理大臣が、各都道府県警察は都道府県知事が所轄しているの で、これら所轄の長からの意見書、また、公安委員会が警察の管 理を行っているので、国家公安委員会あるいは都道府県公安委員 会の長からの意見書で良いこととされています。	教育委員会等都道府県と	申請する事業の所管部門が都道府県ではなく、教育委員会等の場	申請する事業の所管部門が都道府県ではなく、教育委員会等の場
(教育委員会や警察等) 警察の所管する事業 (例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止 等窓の所管する事業 (例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止 等窓の所管する事業 (例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止 等窓の所管する事業 (例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止 等窓の所管する事業 (例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止 等)に関する申請に対する意見書の交付に関しては、警察庁は内 閣総理大臣が、各都道府県警察は都道府県知事が所轄しているの されている事業について で、これら所轄の長からの意見書、また、公安委員会が警察の管 は、そのような部門や委託 理を行っているので、国家公安委員会あるいは都道府県公安委員 会の長からの意見書で良いこととされています。 会の長からの意見書で良いとされています。	は別組織になっていて知	合、その組織の長(都道府県、市区町村の教育委員長)の意見書	合、その組織の長(都道府県、市区町村の教育委員長)の意見書
や、権限委譲で都道府県か 等)に関する申請に対する意見書の交付に関しては、警察庁は内 ら市区町村に権限の委譲 閣総理大臣が、各都道府県警察は都道府県知事が所轄しているの されている事業について で、これら所轄の長からの意見書、また、公安委員会が警察の管 は、そのような部門や委託 理を行っているので、国家公安委員会あるいは都道府県公安委員 先の長の意見書でも申請 会の長からの意見書で良いこととされています。 等)に関する申請に対する意見書の交付に関しては、警察庁は内 閣総理大臣が、各都道府県警察は都道府県知事が所轄しているの で、これら所轄の長からの意見書、また、公安委員会が警察の管 理を行っているので、国家公安委員会あるいは都道府県公安委員 会の長からの意見書で良いこととされています。 会の長からの意見書で良いとされています。	事の意見書が出ない部門	での申請が認められています。	での申請が認められています。
ら市区町村に権限の委譲 閣総理大臣が、各都道府県警察は都道府県知事が所轄しているの されている事業について で、これら所轄の長からの意見書、また、公安委員会が警察の管 は、そのような部門や委託 理を行っているので、国家公安委員会あるいは都道府県公安委員 会の長からの意見書でも申請 会の長からの意見書で良いこととされています。 閣総理大臣が、各都道府県警察は都道府県知事が所轄しているの で、これら所轄の長からの意見書、また、公安委員会が警察の管 理を行っているので、国家公安委員会あるいは都道府県公安委員 会の長からの意見書で良いとされています。	(教育委員会や警察等)	警察の所管する事業(例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止	警察の所管する事業(例えば、犯罪被害者保護や青少年犯罪防止
されている事業について は、そのような部門や委託 先の長の意見書でも申請で、これら所轄の長からの意見書、また、公安委員会が警察の管理を行っているので、国家公安委員会あるいは都道府県公安委員会あるいは都道府県公安委員会の長からの意見書で良いこととされています。で、これら所轄の長からの意見書、また、公安委員会が警察の管理を行っているので、国家公安委員会あるいは都道府県公安委員会の長からの意見書で良いとされています。	や、権限委譲で都道府県か	等)に関する申請に対する意見書の交付に関しては、警察庁は内	等)に関する申請に対する意見書の交付に関しては、警察庁は内
は、そのような部門や委託 理を行っているので、国家公安委員会あるいは都道府県公安委員 理を行っているので、国家公安委員会あるいは都道府県公安委員 会の長からの意見書でも申請 会の長からの意見書で良いこととされています。 会の長からの意見書で良いとされています。	ら市区町村に権限の委譲	閣総理大臣が、各都道府県警察は都道府県知事が所轄しているの	閣総理大臣が、各都道府県警察は都道府県知事が所轄しているの
先の長の意見書でも申請 会の長からの意見書で良い <u>こと</u> とされています。 会の長からの意見書で良いとされています。	されている事業について	で、これら所轄の長からの意見書、また、公安委員会が警察の管	で、これら所轄の長からの意見書、また、公安委員会が警察の管
	は、そのような部門や委託	理を行っているので、国家公安委員会あるいは都道府県公安委員	理を行っているので、国家公安委員会あるいは都道府県公安委員
	先の長の意見書でも申請	会の長からの意見書で良い <u>こと</u> とされています。	会の長からの意見書で良いとされています。
可能ですか?	可能ですか?		

人です。 都道府県の NPO 認 | 証部門へ意見書交付をお | 願いしたのですが、応じて もらえません。どうすれば 良いでしょうか?

都道府県知事認証のNPO法│意見書は原則として認証を行った部署ではなく、申請する事業を 所管する部署(都道府県等の所管部署)に作成いただくことにな っています。

> ただし、申請する事業を所管する部署が不明な場合は、設立の認 証を行った部署で作成して良いこととされています。

> なお、申請する事業を所管する部署が不明な場合とは、都道府県 の判断にはなりますが、申請する事業を所管する部署が確実に存 在しないことをつぶさに確認等するのではなく、例えば、申請す る事業について、申請団体の認証を行った部署が庁内の各部署に 照会し、確認の結果、どの部署からも所管しているとの回答がな い場合、申請団体に対し、申請する事業に関して庁内の部署から 業務委託を受けるなど都道府県の特定部署の政策と関連する事業 であるかどうか確認し、特に関連する事業はないと回答があった 場合などを含めても構いません。

意見書は認証を行った部門ではなく、申請する事業を所管する部 署(都道府県等の所管部門)に作成いただくことになっています。 よって、都道府県知事認証 NPO 法人であるということだけで認証 を行った部門に意見書作成を依頼するのではなく、申請する事業 の内容が認証を行った部門が所管する事業である場合のみ、認証 を行った部門へ意見書の作成を依頼することができます。

か?

大臣または都道府県知事|意見書入手には2週間程度かかる場合がありますので、申請を予 の意見書は交付されるま一定している場合は早めに都道府県等にご相談いただき、意見書の でに時間がかかります | 交付手順と交付に必要な時間等を確認しておいてください。

意見書入手には2週間程度かかる場合がありますので、申請を予 定している場合は早めに都道府県等の所管部門にご相談いただ き、意見書の交付手順と交付に必要な時間等を確認しておいてく ださい。

意見書の入手に苦労して います。事務局に相談でき ますか?

意見書入手には時間がかかることが予想されます。早期に申請内 容を決定し、都道府県等へコンタクトすることをお勧めいたしま す。

初めて意見書を入手する場合には色々と苦労があるかもしれませ ん。申請する事業を所管する部署が不明な場合は、社会福祉法人、 更生保護法人、公益社団法人、公益財団法人は法人所管の部門が あるかと思いますので、まずはそちらに相談してみてください。 NPO 法人の場合、都道府県によっては市民活動支援部門等の Web

入手できない等の状況がある場合には、年賀寄付金事務局までご 相談ください。

なお、意見書入手には時間がかかることが予想されます。早期に 申請内容を決定し、所管部門へコンタクトすることをお勧めいた します。

初めて意見書を入手する場合には色々と苦労があるかもしれませ ん。社会福祉法人、更生保護法人、公益社団法人、公益財団法人 は法人所管の部門があるかと思いますので、まずはそちらに相談 してみてください。

	サイトにおいて意見書の扱いを掲載している場合もありますの	NPO 法人の場合、都道府県によっては市民活動支援部門等の Web
	で、ご確認ください。	サイトにおいて意見書の扱いを掲載している場合もありますの
	<u>それでも意見書の入手先が不明な場合</u> には、都道府県の市民活動	で、ご確認ください。
	支援部門 <u>のほか</u> 、地域の NPO 中間支援団体、社会福祉協議会、過	なお、ご不明な場合には、都道府県の市民活動支援部門、地域の
	去に年賀寄付金助成を受けた団体等に相談してみてください。	NPO 中間支援団体、社会福祉協議会、過去に年賀寄付金助成を受
	<u>これらの相談・確認によっても解決しない</u> 場合には早めに年賀寄	けた団体等に相談してみてください。 <u>それでもご不明な点がある</u>
	付金事務局へ相談ください。	場合には早めに年賀寄付金事務局へ相談ください。
意見書作成例はあります	意見書の様式は政令等に定められてはおりませんので、適宜様式	意見書の様式は政令等に定められてはおりませんので、適宜様式
か?	で結構です。参考として、 <u>意見書</u> の作成例を次の URL に掲載して	で結構です。参考として、 <u>作成依頼書</u> の例を次の URL に掲載して
	います。	います。
	https://www.post.japanpost.jp/kifu/nenga/applications.html	https://www.post.japanpost.jp/kifu/nenga/applications.html